

No.	分類	対象	質問	回答															
1	支援対象者	全員	自宅を自宅兼事務所として使用しており、事業用と家庭用の電気の契約を分けていない場合、支援対象となるか	申請者と電気の契約者が同一であり、自宅兼事務所において、一部でも事業用として電気を使用している事実があれば、支援対象になり得ます。															
2	支援対象者	全員	支援金の申請者と電気の契約者が異なる場合、支援対象となるか	支援金の申請者と電気の契約者が異なる場合は、支援対象とはなりません。 ※法人の場合で、電気の契約者が法人ではなく、会社の代表者等の個人で契約している場合等も支援対象とはなりません。 ※個人事業主が屋号で電気料金を契約している場合は、支援対象になり得ます。(12月5日追記)															
3	支援対象者	全員	個別に電気の契約をしているわけではなく、事業所の賃料等に電気代が含まれている場合は、支援対象となるか	支援対象になりません。 ※賃料等と電気代が明確に分かれており、電気の使用量に応じて貸主等に支払っている場合は、対象になり得ます。(12月5日追記)															
4	支援対象者	個人事業主	個人事業主かどうかを何をもって判断するのか	当支援金においては、以下の①～③の要件すべてを満たすものを個人事業主と判断します。 ①事業収入を営業等で申告していること。(確定申告書で確認) ②給与所得で生計を立てていないこと。(国民健康保険証で確認) ③健康保険等の被扶養者ではないこと。(国民健康保険証で確認) ※①について、事業収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業主は、提出書類⑥確定申告書第一表の控えとともに、委託契約等収入があることを示す書類を補足資料として提出してください。 (例)申請者が雇用者でないものとの間で締結する業務委託契約等の契約書など															
5	提出書類	法人	【提出書類⑤法人謄本について】法人謄本(履歴事項全部証明書)は、コピーしたものを提出してもよいか	コピーでも大丈夫です。															
6	提出書類	個人事業主	【提出書類⑥確定申告書第一表の控えについて】 国税の申告義務がなく、確定申告を行っていない場合はどうしたらよいか	市民税・県民税申告書の控え(直近の年度分で受付印が押印されているものに限る)を提出してください。 郵送で申告し、控えや受付印がない場合は、公的機関が発行する事業収入があることが証明できるもの(居住している自治体が発行する「所得証明書」等)を提出してください。															
7	提出書類	個人事業主	【提出書類⑥確定申告書第一表の控えについて】 令和4年1月以降に開業し、まだ確定申告を迎えていない場合はどうしたらよいか	確定申告書第一表の代替え書類として、「開業届」や「各種営業許可書」の写し等の事業を行っていることが証明できる書類を提出してください。 ※令和4年1月以降に開業した個人事業主のみに適用する特例措置です。															
8	提出書類	個人事業主	【提出書類⑦国民健康保険証の写しについて】 以前所属していた企業の健康保険を任意継続しているため、国民健康保険証を保有していない場合はどうしたらよいか	国民健康保険証の代替え書類として、健康保険証(以前所属していた企業の健康組合発行)の写しを提出してください。 ※保険証に任意継続被保険者であることが明記されていない場合は、下記の書類も添付してください。 ・退職証明書(以前所属していた企業が発行)又は離職票(ハローワーク発行の「雇用保険被保険者離職証明書」)の写し															
9	支援対象者	全員	支援対象者について「中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者」とあるが、中小企業者の定義を教えてください(12月12日追記)	<p>中小企業基本法の中小企業者の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">下記のいずれかを満たすこと</th> </tr> <tr> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>②卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td rowspan="2">100人以下</td> </tr> <tr> <td>③サービス業</td> <td rowspan="2">5,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>④小売業</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、下記のものは、中小企業基本法上の中小企業に該当しません。</p> <p>社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)、有限責任事業組合(LLP)</p> <p>(参考:中小企業庁HP FAQ「中小企業の定義について」より) https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm</p>	業種	下記のいずれかを満たすこと		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	③サービス業	5,000万円以下	④小売業	50人以下
業種	下記のいずれかを満たすこと																		
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数																	
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下																	
②卸売業	1億円以下	100人以下																	
③サービス業	5,000万円以下																		
④小売業		50人以下																	